

【越谷市】令和6年度集団指導資料（障害福祉サービス）

[相談系サービス]

○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援 ○障害児相談支援

事業所の皆様にご確認いただきたい事項は、次の2点です。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 令和5年度実地指導（運営指導）における指摘事項 … 2ページ～ |
| 2 令和6年度報酬改定のポイント … 5ページ～ |

1については、昨年度の実地指導における指摘事項の中で、次に該当する事項について紹介します。

- ・多くの事業所で指摘された事項
- ・指摘レベルが改善報告を要する「指導」レベルである事項
- ・報酬の返還を要した事項

2については、数多くある改正事項の中でも、基準の内容が以前よりも厳格化されたこと等により、特に事業所の皆様への影響が大きいものに絞って紹介します。

（新設された加算や改正内容の詳細については、省略しておりますので、詳細をご確認されたい方は、厚生労働省のホームページをご確認ください。）

1 令和5年度（昨年度）実地指導における指摘事項

■給付費の額に係る通知等（計画相談支援・障害児相談支援）

○法定代理受領通知について、利用者に対して通知していませんでしたので、通知してください。

【ポイント】

- ・市から代理受領している給付費の額等について、利用者ごとの金額が分かるよう、個別に通知してください。

■個別支援計画の作成等（計画相談支援・障害児相談支援）

【アセスメント・モニタリング】

○アセスメント及びモニタリングに当たって、利用者の居宅等を訪問していない例がありましたので、居宅等を訪問してください。なお、例外的に扱うべき事由がある場合は、当該事由を記録してください。

また、アセスメント及びモニタリングを実施した場所の記録がない例がありましたので、記録してください。

○アセスメント及びモニタリングについて、事業所において実施している例がありました。

つきましては、利用者の居宅等を訪問してアセスメント及びモニタリングを実施してください。

○新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない事情により、次の基準を満たさなかった場合の記録を作成していませんでした。

つきましては、基準を満たさなかった事情及び代替措置等を適切に記録してください。

- ・アセスメント及びモニタリングに係る利用者の居宅等への訪問による面接

【会議】

○サービス等利用計画の作成について、サービス担当者会議を開催しているか記録がなく確認できませんでした。

つきましては、当該会議を開催した際は、記録を作成してください。

○サービス担当者会議の記録がなく開催しているか確認できない例がありましたので、記録してください。

【計画】

○サービス等利用計画について、作成しているか確認できませんでした。

つきましては、支給量決定後にサービス等利用計画を作成するとともに、利

用者等に当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得て交付してください。
○サービス等利用計画を作成していない例がありましたので、作成してください。

【ポイント】

- ・これらは全て未作成減算に該当しますので、必ず適切に行ってください。
- ・令和6年度から利用者の個別支援会議等への出席が義務化されている等、変更点があるため注意が必要です。 ※改正点につき、以下2（P5）参照

■勤務体制の確保等（全サービス）

○勤務表について、管理者の事業所における勤務体制及び勤務形態を記載していませんでしたので記載してください。
○従業員の研修について、研修計画を作成していませんでしたので、作成してください。

【ポイント】

- ・人員配置については、常に人員欠如減算のリスクがあるので注意が必要です。月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。
- ・研修についても、実施が義務付けられているものもあるため注意してください。

■ハラスメント防止（全サービス）

○ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

【ポイント】

- ・セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることを義務付けられていることを踏まえた内容になります。中小企業も令和4年4月1日より義務化されている内容になります

■虐待防止（計画相談支援）

○虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ってください。
○虐待の防止について、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ってください。
○虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ってください。

- 虐待等の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置いてください。
- 虐待防止委員会の開催内容及び結果並びに虐待防止のための指針について、従業者に周知徹底を図ってください。
- 虐待防止のための担当者に相談支援専門員を配置してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から新設の「虐待防止措置未実施減算（後述）」の対象となるので注意が必要です。

■業務管理体制の整備（全サービス）

- 業務管理体制の届出について、市障害福祉課に届出を行っていませんでしたので、届出を行ってください。

【ポイント】

- ・法令遵守責任者や氏名、所在地等の変更がある場合にも、市障害福祉課に届出は必要です。

■サービス提供時モニタリング加算

- サービス提供時モニタリング加算について、障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況を記録していない例がありましたので、適切に記録してください
- サービス提供時モニタリング加算について、障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況を記録しているか確認できませんでしたので、適切に記録し、保管してください。

【ポイント】

- ・計画相談支援の事業所で指摘のあった事項です。

■行動障害支援体制加算

- 行動障害支援体制加算について、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表してください。

【ポイント】

- ・計画相談支援の事業所で指摘のあった事項です。

2 令和6年度報酬改定のポイント

ここからは、前述のとおり、数多くある改正事項の中でも、運営指導（＝実地指導）を受けられるに当たりまして、特にご確認いただきたい事項（事業所の皆様への影響が大きいものなど）について、内容を絞って紹介します。

■利用者の意思決定支援の推進（障害児相談支援を除く全サービス）

- アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- サービス担当者会議・個別支援会議において、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き、障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

■虐待防止措置未実施減算の新設（全サービス）

- 虐待防止措置未実施減算が新設され、虐待防止措置（※）未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算（所定単位数の1%）する。

※虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

■業務継続計画未策定減算の新設（全サービス）

- 業務継続計画（※）が未策定の場合、基本報酬を減算（所定単位数の3%または1%）する。（令和7年3月31日までの間に限り、経過措置あり）

※業務継続計画

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するための計画

■情報公表未報告減算の新設等（全サービス）

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算（所定単位数の10%または5%）」を新設する。

○都道府県知事（越谷市長）は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする（新設）。